

我が国の原産地規則の概要

～EPA 特恵原産地規則に焦点を当てて～

第2部一②

東京税関 業務部 総括原産地調査官
2011年12月

はじめに

EPA及びEPA特恵原産地規則は、相手国(等)の名称の英字→かな50音順に並べています。

日ASEAN包括的経済連携協定

- 日インド経済連携協定
- 日インドネシア経済連携協定
- 日シンガポール経済連携協定
- 日スイス経済連携協定
- 日タイ経済連携協定
- 日チリ経済連携協定
- 日フィリピン経済連携協定
- 日ブルネイ経済連携協定
- 日ベトナム経済連携協定
- 日マレーシア経済連携協定
- 日メキシコ経済連携協定

この資料では各協定の名称を「シンガポール協定」・「タイ協定」等、省略して記載している箇所があります。

第2部

原産地規則の各論

第1章 序

第2章 原産地基準

第1節 総則的規定

第2節 品目別規則

第3章 積送基準

第4章 手続的規定

第5章 補足事項

本ファイルに掲載
されているのは、
この部分です。

第2部第2章 原産地基準

第2節 品目別規則

1. 一般的な留意事項
2. 個々の原産地規則に特徴的な留意事項

品目別規則 1. 一般的な留意事項

(1) 複数の項又は号のルールを1本にまとめたもの

マレーシア協
定品目別規則

3916. 10- 3926. 90	第3916. 10号から第3926. 90号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が40%以上であること(第3916. 10号から第3926. 90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
-----------------------	--

これを、例えば第3925. 10号に当てはめて考えてみる。

第3925. 10号

第39. 25項

第3916. 10号から第3926. 90号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が40%以上であること(第3916. 10号から第3926. 90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

以下のように書き換えることが可能である。

第3925. 10号

第3925. 10号の産品への第39. 25項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が40%以上であること(第3925. 10号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

*** すべてのEPA品目別規則に同様の規定がある。**

(2) 複数の細分のルールを1本にまとめたもの①

マレーシア協定品目別規則

46.01	第46.01項の いぐさ製品 への他の類の材料からの変更(第14類の材料からの変更を除く。)又は、 第46.01項の 産品(いぐさ製品を除く。) への他の類の材料からの変更若しくは、 原産資格割合が40%以上であること(第46.01項の産品(いぐさ製品を除く。))への関税分類の変更を必要としない。
-------	---

↓

細分に分割すると下記のとおり

↓

46.01	
(1) いぐさ製品	本品への他の類の材料からの変更(第14類の材料からの変更を除く。)
(2) その他のもの	本品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が40%以上であること

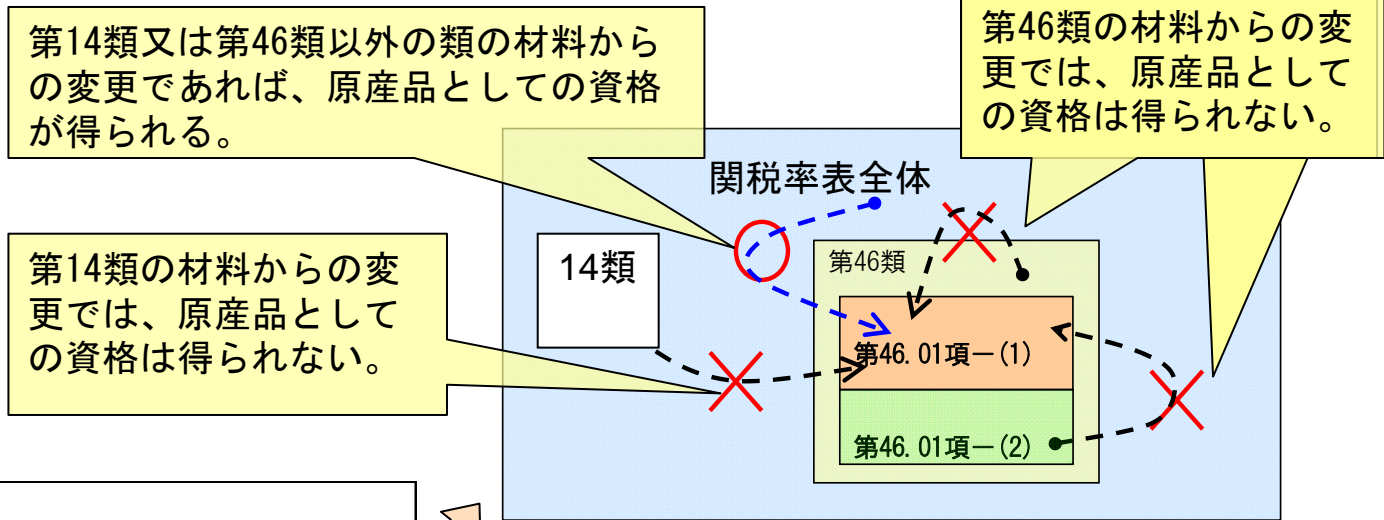
↓

これを図示すると次ページのとおり

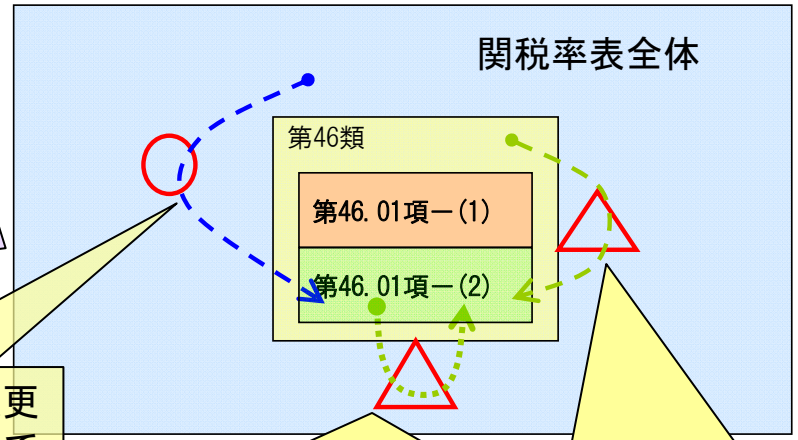
↓

(2) 複数の細分のルールを1本にまとめたもの②

*すべてのEPA品目別規則に同様の規定がある。



46.01	
(1) いぐさ製品	本品への他の類の材料からの変更(第14類の材料からの変更を除く。)
(2) その他のもの	本品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が40%以上であること



この部分が右図内の△の変更を表している。

他の類の材料からの変更であれば、原産品としての資格が得られる。

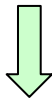
原産資格割合が40%以上であれば、他の類の材料からの変更が生じていなくても原産品としての資格が得られる。

(3) 同格ルール

マレーシア協定品目別規則

第8401.10号から第8485.90号
第8401.10号から第8485.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が40%以上であること(第8401.10号から第8485.90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

関税分類変更基準



付加価値基準

「他の号の材料からの変更」という基準と、「原産資格割合が40%以上」という2つの基準のいずれか片方を満たしていれば、原産資格が付与されるというルール。

この2つの基準の間に優先関係はなく、どちらか片方を満たしていれば良いというものであり、両者は全く同格である。

* すべてのEPA品目別規則に同様の規定がある。

(4) 第61類—第63類の注釈

メキシコ特惠原産地規則

第61類から第63類までの各類において、以下のような注釈が規定されている。

第61類の注釈

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

この意義は、下記のとおり。

例えば、第61類に属する羊毛製のオーバーコート(第6101.10号)の場合、ボタン、タグ等は当該「関税分類を決定する構成部分」には通常は含まれない。したがって、当該オーバーコートが第6101.10号に属するかどうかを判断するに当たっては、ボタン、タグ等の製造原料、特性等は考慮する必要はないこととなる。

このような「関税分類を決定する構成部分」の概念を、類の注釈として規定することにより、繊維製品としての主要な特性に関係しない部分品に関してまで、産品の原産性の判定に当たって考慮する手間を省き、申請者への過度な負担を防いだものとなっている。

* スイス協定及びインド協定を除くEPA品目別規則に同様の規定がある(ASEAN包括においては、第11部注釈2として規定)。

2. 個々の原産地規則に特徴的な留意事項

(1) 観賞魚に係るルール

シンガポール特惠原産地規則



第0301.10号のうち、「こい及び金魚」以外のもの：

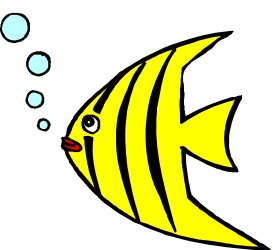
第0301.10号の産品(その他の産品)への他の類の材料からの変更又は、産品が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において生まれ、又はふ化し、かつ、締約国において、当該第三国から稚魚の段階で輸入された後に1箇月間以上生育されること(第0301.10号の産品(その他の産品)への関税分類の変更を必要としない。)

注釈 第0301.10号の適用上、「稚魚」とは、ふ化又は誕生から3箇月を超える期間が経過していない産品をいう。

具体的に
読み替
えてみ
ると...

産品(=例えば、熱帯魚)が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(=例えば、マレーシア)において生まれ、又はふ化し、かつ、締約国(=例えば、シンガポール)において、当該第三国(=マレーシア)から稚魚(=ふ化又は誕生から3箇月以下のもの)の段階で輸入された後に1箇月間以上生育されること(この生育は、この例で言えばシンガポールで行われる)

原産地証明書の品名欄には、「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」と記載される。



(2) 「カヤジャム」に係るルール

シンガポール特惠原産地規則

第2106.90号のうち、砂糖(重量の50%以上)、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下の調製食料品であって、附属書I Bの4欄に「P」を掲げたもの :

第2106.90号の産品(砂糖(重量の50%以上)、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器ともの一個の重量が500グラム以下の調製食料品であって、附属書I Bの4欄に「P」を掲げたもの)への他の類の材料からの変更(第17類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが産品の輸入締約国において完全に精製される場合に限る。)

具体的に読み替えてみると・・・

本品(=カヤジャム)への他の類の材料からの変更(第17類の非原産材料(=例えば、非原産の砂糖)を使用する場合には、当該非原産材料(=非原産の砂糖)のそれぞれが産品(=カヤジャム)の輸入締約国(=例えば、日本)において完全に精製される場合に限る。)

(注) : カヤジャムとはココナッツミルクに砂糖及び卵を加え、煮詰めたもの。

読替え文の読み方 :
①太字の部分とその直後の青字のカッコ書き部分とが同等。
②下線を施した部分とその直後の青字のカッコ書き(斜体字)部分とが同等。

原産地証明書の品名欄には、①「Food preparations cooked with a basis of sugar (50% by weight or more), coconut milk and egg, and put up in containers for retail sale, by weight of 500g or less each including container, indicated with “P” in column 4 of Annex I B」及び②「Each of the non-originating materials of chapter 17 which was used in the production of the good had been refined entirely in the importing Party.」と記載される(ただし、②は第17類の非原産材料が産品の生産に使用された場合に限り記載される。)

(3) T P L品目に係るルール：①

メキシコ特惠原産地規則

第61類～第63類の産品のうち、一定の要件を満たすものに限って、
原産地規則の要件を緩和するというもの

このルールの適用対象品目を T P L (Tariff Preferential Level) 品目と呼ぶ。

メキシコ協定附属書4 第1筋(f)及び(g)、同協定統一規則第6部(9)

この附属書に定める原産地規則の解釈上、

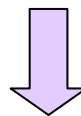
(f) 第61類、第62類又は第63類に分類され、かつ、メキシコから日本国に輸出される産品であって、次節に定める品目別原産地規則(当該産品について適用されるもの)を満たさないものについては、毎年、日本国に輸入されるそれらの産品の価額の総額(本船渡しの価額により計算したものをいう。)が合計2億アメリカ合衆国ドル以内である限り、原産品とする。ただし、当該産品が次の(i)から(iii)までに規定するいずれかの品目別原産地規則をメキシコの区域内で満たし、かつ、第4章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。

- (i) 第61.01項から第61.17項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更
- (ii) 第62.01項から第62.17項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更
- (iii) 第63.01項から第63.10項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更

(3) T P L品目に係るルール：②

メキシコ特惠原産地規則

附属書4第1節《解釈のための一般的注釈》(f)及び(g)が適用される場合には、原産地証明書に2億USドル以内である旨を証明するメキシコ政府(経済省)発給の証明書(適正証明書(certificate of eligibility))が添付される。



T P L品目に係るルールの適用を受けようとする場合であって、適正証明書(certificate of eligibility)が原産地証明書に添付されていない場合には、たとえ他のすべての要件を充足していたとしても、メキシコ特惠原産地規則上の原産品とは認められない。

(*) 第61類から第63類の産品であっても、T P L品目に係るルールの適用を受けようとしなない場合(原産地証明書第8欄に「T P L」と記載されていない場合)には、適正証明書は添付されないこととなる。

(3) T P L品目に係るルール：③

メキシコ特惠原産地規則

T P L品目用のルール

- (i) 第61.01項から第61.17項までの各項の製品については、当該各項の製品への他の類の材料からの変更
- (ii) 第62.01項から第62.17項までの各項の製品については、当該各項の製品への他の類の材料からの変更
- (iii) 第63.01項から第63.10項までの各項の製品については、当該各項の製品への他の類の材料からの変更

本来のルール

61.01－61.09

第61.01項から第61.09項までの各項の製品への他の類の材料からの変更（第51.06項から第51.13項まで、第52.04項から第52.12項まで、第53.07項から第53.08項まで、第53.10項から第53.11項まで、第54類、第55.08項から第55.16項まで又は第60類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該製品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

(以下省略)

本来のルールに比べ、要件が緩和されている。要



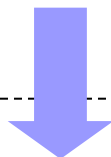
(4) 第11部の注釈1

マレーシア特惠原産地規則

第11部の注釈1

注釈1 第50類から第55類までの各類及び第60類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の2以上の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- ・
- ・ (途中省略)
- ・
- (47) 防風加工
- (48) 針布起毛



各品目別規則において「浸染し、又はなせんする工程」が要件として定められている場合には、当該「浸染し、又はなせんする工程」に加えて上記の注釈に掲げた(1)から(48)の作業のうち、2以上の作業が併せて行われなければならないとするものである。

*** ASEAN包括、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ及びベトナムの各協定品目別規則にも同様の規定がある。**

(5) ASEAN 第三国産材料の使用の許諾ルール：①

ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟する国とのEPAの品目別規則では、ASEAN加盟国である第三国（以下、「ASEAN第三国」）で生産された材料を使用する場合に関する特別なルール（例えば、以下に掲げるようなもの）が定められている。本稿においては、このようなルールのことを「ASEAN第三国産材料の使用の許諾ルール」と呼ぶこととし、その例を以下にみることにする。

第2001.10号

タイ特惠原産地規則

第2001.10号の製品への他の類の材料からの変更（第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第20類の注釈

第2001.10号から第2005.60号までの各号、（中略）及び第2009.80号の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

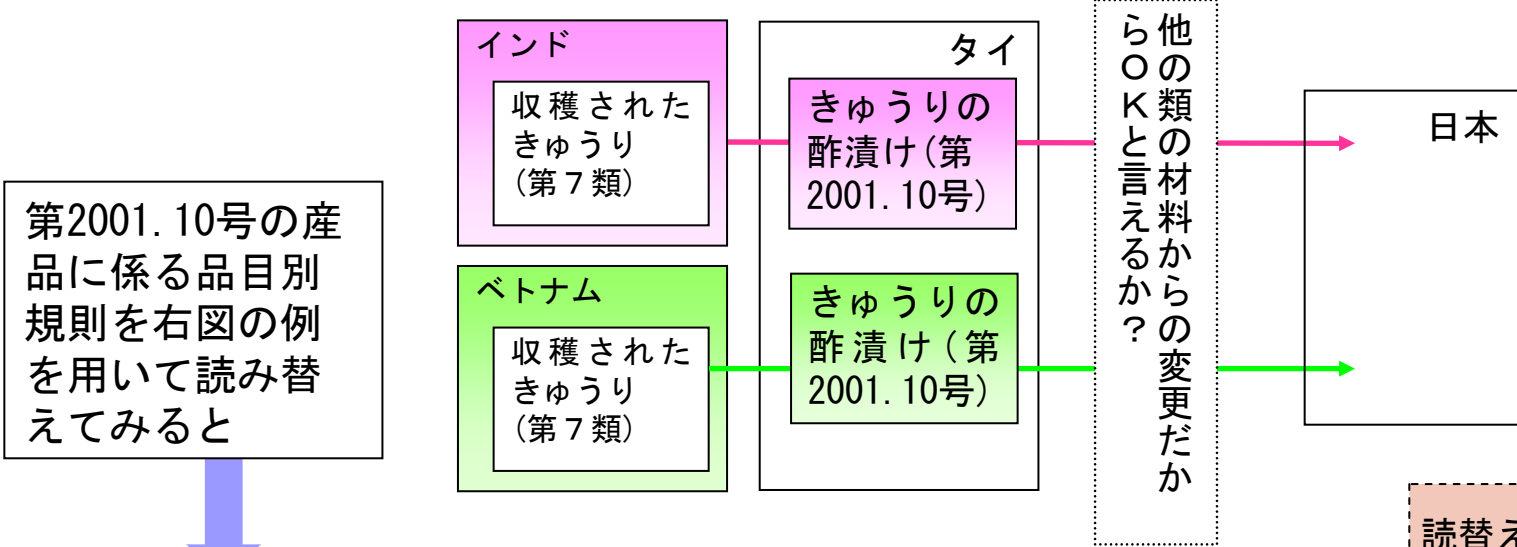
(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であって製品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

*** インドネシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム及びマレーシアの各協定品目別規則にも同様の規定がある。**

(5) ASEAN 第三国産材料の使用の許諾ルール：②



第2001.10号の産品(=きゅうりの酢漬け)への他の類の材料からの変更(第7類の非原産材料(=収穫されたきゅうり(第7類))を使用する場合には、当該非原産材料(=非原産の収穫されたきゅうり(第7類))のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(=ベトナム)において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合(=ベトナムで収穫されており、要件を満たす。)に限る。)

読替え文の読み方
 ①太字の部分とその直後の青字のカッコ書き部分とが同等。
 ②下線を施した部分とその直後の青字のカッコ書き(斜体字)部分とが同等。

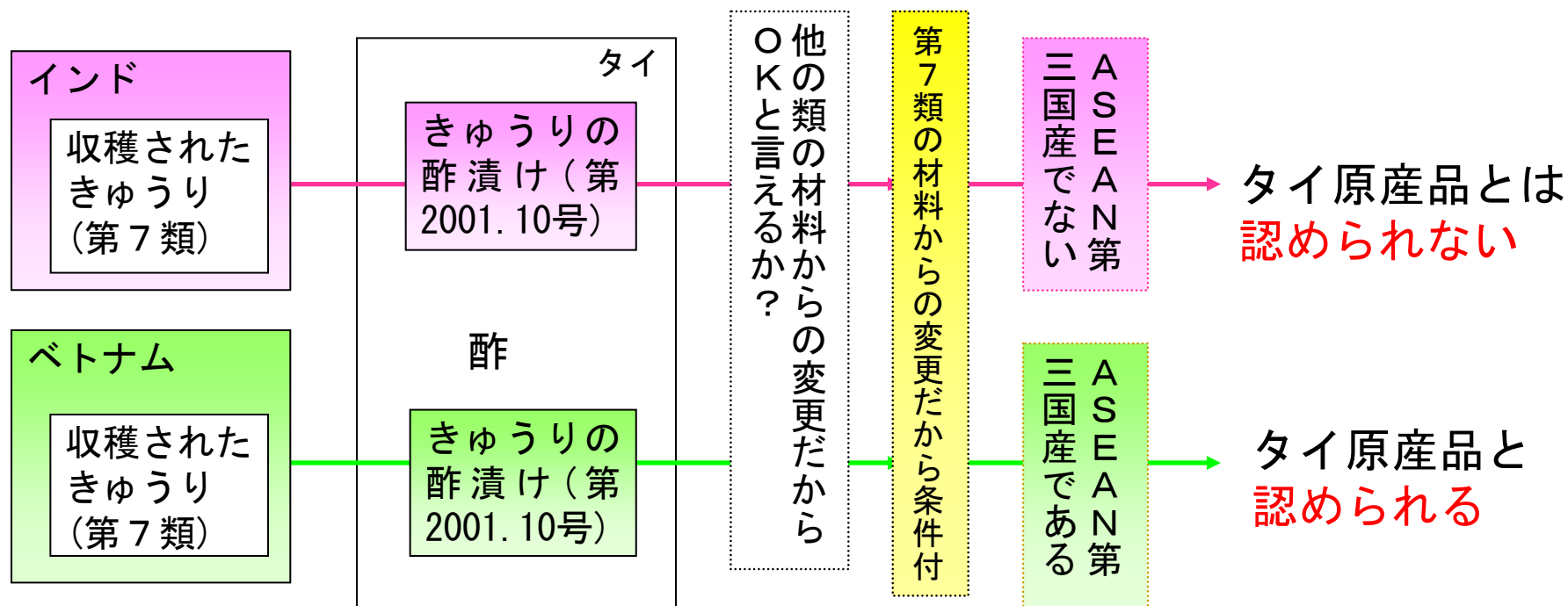
インドで収穫されたきゅうりは、この要件を満たしていない。

すなわち・・・

(5) ASEAN 第三国産材料の使用の許諾ルール：③

○第20.01項の産品に係る品目別規則

他の類の材料からの変更（第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）



ASEAN加盟国であり第三国であるベトナムで収穫したきゅうりを使用して生産した場合には、タイ原産品と認めることが可能であるが、ASEAN非加盟国であり第三国であるインドで収穫したきゅうりを使用して生産した場合には、タイ原産品と認めることはできない。

(5) ASEAN 第三国産材料の使用の許諾ルール：④

○第20類の注釈(a)について

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) 当該第三国からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

ベトナム産のきゅうりを使用したきゅうりの酢漬けの例を用いて読み替えてみると

東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(=ベトナム)において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料(=きゅうり(第07.07項))は、当該非原産材料(=きゅうり(第07.07項))が製品(=きゅうりの酢漬け(第20.01項))の生産に使用される締約国(=タイ)に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) 当該第三国(=ベトナム)からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国(=例えば、シンガポール)を経由した輸送。ただし、当該他の第三国(=シンガポール)において積卸し及び当該非原産材料(=きゅうり)を良好な状態に保存するその他の作業(=例えば、冷蔵倉庫での保管)以外の作業が行われていない場合に限る。

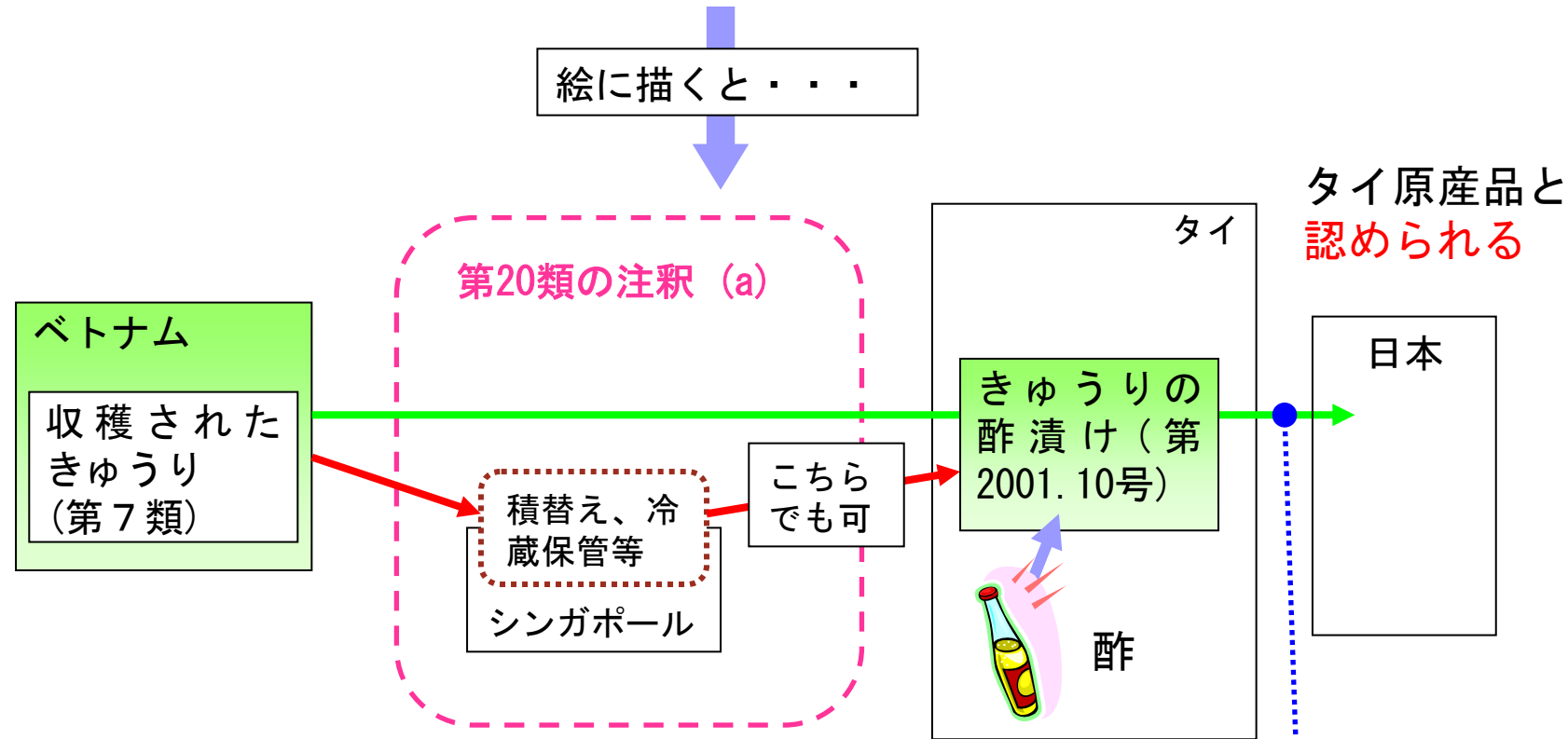
* この規定は、後述の「積送基準」と類似したものであるが、「積送基準」そのものではないことに留意する必要がある。

この条件を満たしているかいないかについては、一義的には、輸出国の原産地証明書発給当局が判断するもの。日本への輸入の際には、特段の疑義がない限り、改めて判断する必要はない。

* 左記の読替え文においては、「他の第三国」をASEAN加盟国であるシンガポールとしたが、規定上、ASEAN加盟国である必然性はなく、例えば、インドのようなASEAN加盟国以外の第三国であっても良いものと解される。

(5) ASEAN第三国産材料の使用の許諾ルール：⑤

絵に描くと・・・



(注) この部分の移動に関しては、日タイ経済連携協定第32条に規定する(本来の)積送基準が適用されることとなる。

(5) ASEAN 第三国産材料の使用の許諾ルール：⑥

シンガポール特惠原産地規則

原産地証明書の商品名欄に以下が記載される。

第16類、第18類から第20類までの産品：

「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」

第19類又は第20類の産品であって、当該産品の生産に第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類のASEAN第三国の非原産材料の使用を認めるもの

①「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び

②「(上記の材料名) were produced from (材料名) harvested, picked or gathered in (本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名) .」

第50類から第63類の産品：

「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名) .」



「ASEAN」と記載することが可能



(5) ASEAN 第三国産材料の使用の許諾ルール (補足)

ASEAN 第三国産材料の使用の許諾ルールは、特惠原産地規則上の「累積」とは異なる。

例えば、マレーシア特惠原産地規則における「累積」を規定したマレーシア協定第29条第1項及び第2項において、「累積」の対象は、

①締約国 (=日本又はマレーシア) の産品であって最終的な産品の「材料」として使用されるもの (同条第1項)、又は、

②締約国における生産行為 (同条第2項)

であって、ASEAN加盟第三国の産品はその対象となっていない。

したがって、このルールのことを『ASEAN累積』と呼ぶのは不適切である。

(6) I O T C登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール：①

Indian Ocean Tuna Commission(インド洋まぐろ類委員会)



タイ特惠原産地規則

第1604.14号

第1604.14号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがI O T Cの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)

第16類の注釈1

第1604.14号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿(以下この協定において「I O T Cの登録簿」という。)への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる非原産材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要な作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に輸送されなければならない。

図であらわすと・・・

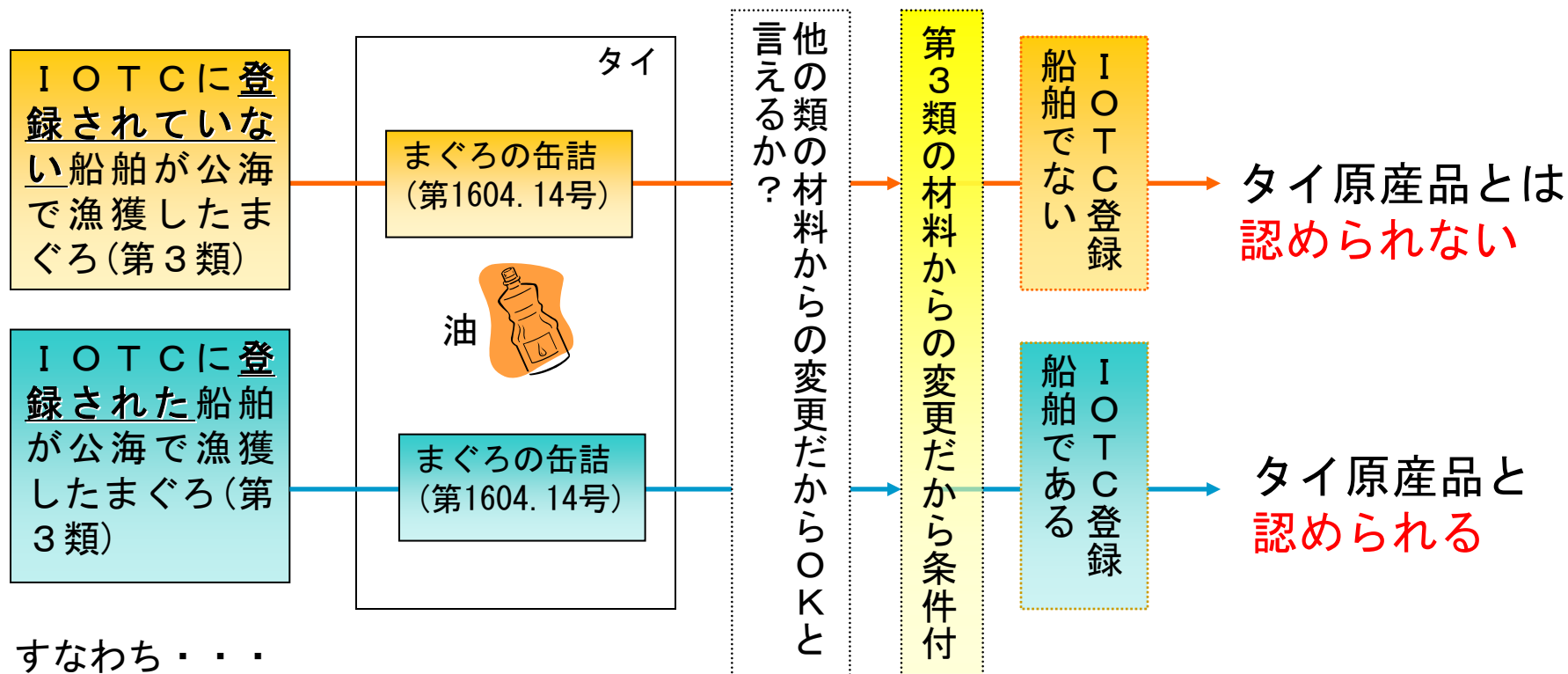
財務省関税局

フィリピン特惠原産地規則にも同様の規定あり。

(6) I O T C登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール：②

タイ特惠原産地規則

- ・第1604.14号：他の類の材料からの変更（第3類の非原産材料がI O T Cの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。）



材料であるまぐろ(第3類)は、I O T C登録船舶により「漁獲され」なければならない。

(注) タイ協定第28条の規定により完全生産品となる場合、上記品目別規則を満たすことを要しない。

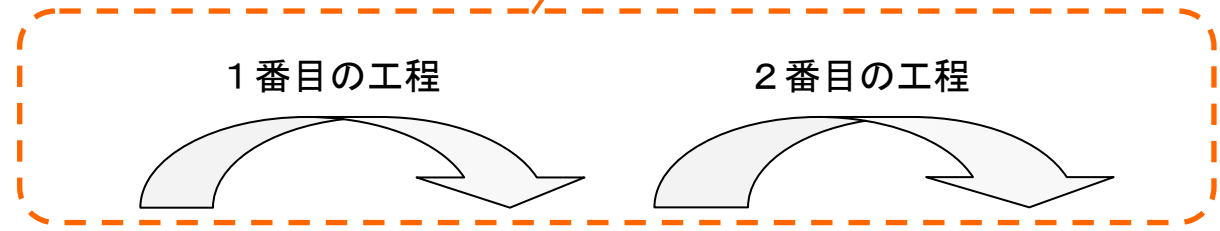
(参考) ASEAN第三国産材料の使用の許諾ルール等の比較対照表

HS番号	インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア
第4類	—	—	—	—	○	—	—
第7類	—	—	○	—	—	—	—
第11類	—	—	—	—	○	—	—
第16類	—	○	○	—	○	—	○
第17類	—	—	—	—	○	—	—
第18—20類	—	○	○	○	○	—	○
第29類	—	—	—	—	○	—	—
第50—60類	○	○	—	○	○	○	○
第61—62類	○	○	○	○	○	○	○
第63類	○	○	—	○	○	○	○
IOTC(第16類)	—	—	○	○	—	—	—

(注) ○印は対応する類に規則が存在することを表すだけであってその類のすべてが該当するものでない。

(7) 繊維製品の「2工程ルール」

この2つの工程が1の国で行われることを要件とする規則のこと



少なくとも綿花を輸入して綿糸を製造するところからスタートすることが必要。

繊維

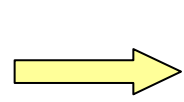
糸

織物

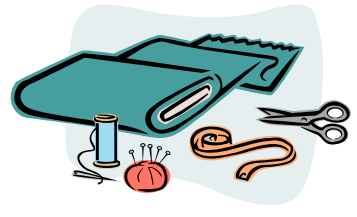
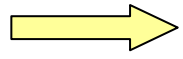
衣類



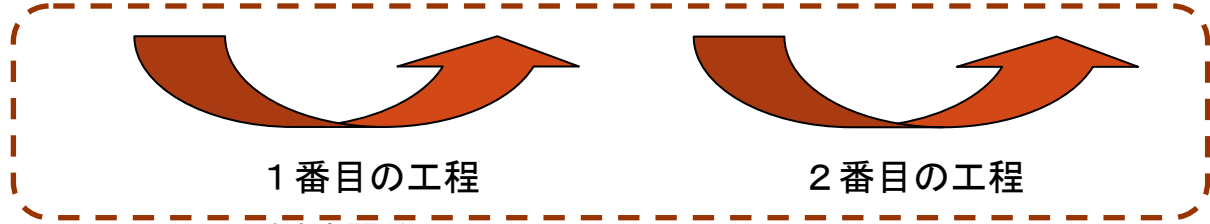
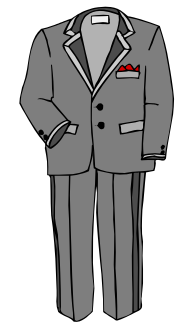
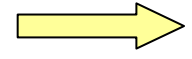
綿花



綿糸



綿織物



「2工程ルール」にもバリエーションはある

(インドネシア協定運用上の手続規則 Appendix 4)

織物 (Woven Fabrics)

HS 番号	原産資格を得るのに必要な工程			
	紡糸 (spinning)	糸の浸染又はなせん (dyeing/printing) (****)	製織 (weaving)	織物の浸染又はなせん (dyeing/printing) (****)
50.07 51.11-51.13 52.08-52.12 53.09-53.11	必要(*)		必要	
54.07-54.08 55.12-55.16		必要(**)	必要 (***)	必要

* : 紡糸工程 (spinning) が相手締約国又は A S E A N の加盟国である第三国で行われる場合には、織物の生産国において同工程が行われる必要はない。

** : 糸の浸染又はなせん工程 (dyeing/printing) が相手締約国又は A S E A N の加盟国である第三国で行われる場合には、織物の生産国において同工程が行われる必要はない。

*** : 製織工程 (weaving) が相手締約国又は A S E A N の加盟国である第三国で行われる場合には、織物の生産国において同工程が行われる必要はない。

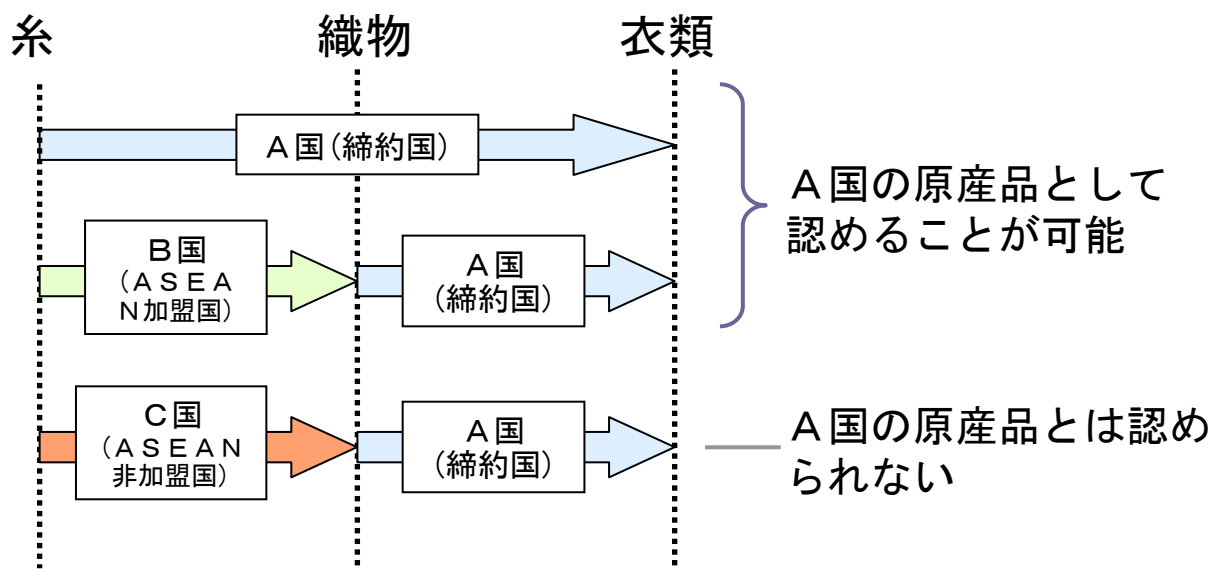
**** : 浸染又はなせん工程 (dyeing/printing) には、附属書 2 ・ 第11部の注釈1に規定する工程のうち 2 以上のものが伴っていなければならない。

二国間EPAの「ASEAN第三国産材料の使用の許諾ルール」における「2工程ルール」の要件の一部緩和

例えば、

日タイ経済連携協定・第62.01項－第62.11項

第62.01項から第62.11項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。)

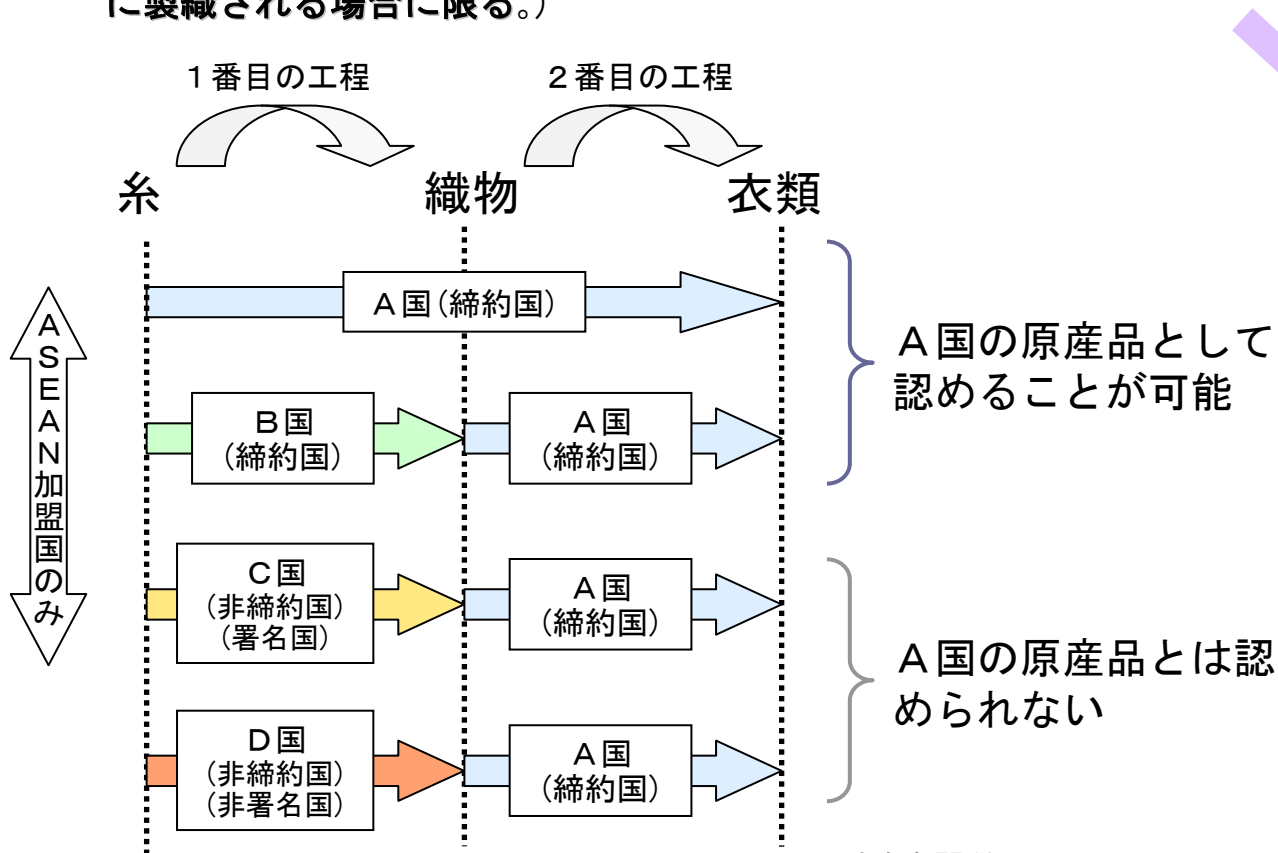


2工程のうち1の工程がASEAN加盟国で行われることを許容しているもの。

日ASEAN包括的経済連携協定の下での「2工程ルール」の要件の一部緩和

日ASEAN包括的経済連携協定品目別規則・第62.04項

CC(第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)



いわゆる「2工程ルール」のうちの1の工程が他の**締約国**で行われることを許容するもの。

この「他の締約国で行われることを許容する」ことを、「**ASEAN累積**」等と呼ばないこと。これは、日ASEAN包括的経済連携第29条に規定する累積の概念とは関係ない。

第2部

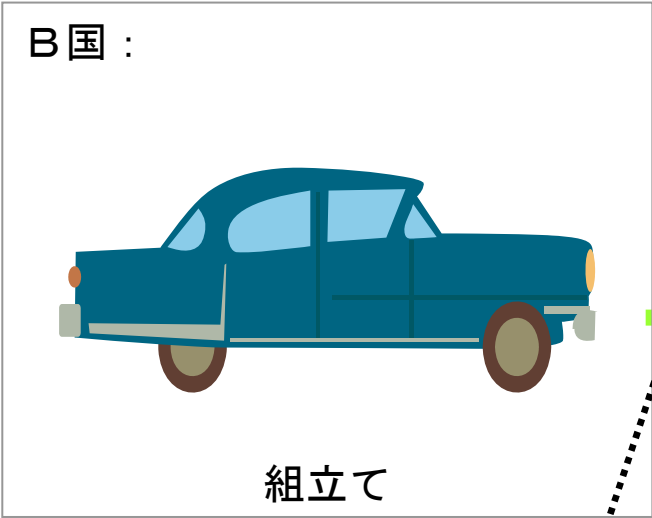
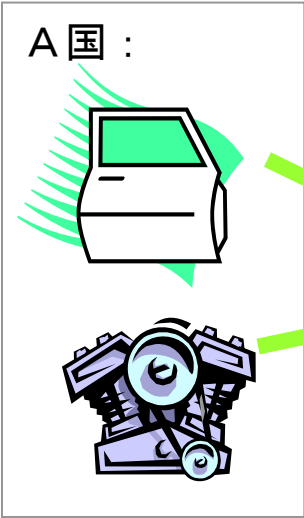
第3章

積送基準

積送基準とは？－①

consignment criteria

②積送基準



②(仮にB国が原産地であるとして) 運送の途上で「B国原産」という資格を失っていないかどうかを判断するためのルールが必要。



①この自動車の原産地がどこであるかを(輸出の時点で)具体的に決定するためのルール(例えば、「最終的な組立てを行い完成品に仕上げたB国を原産地とする」といったルール)が必要。

①-(a)
品目横断的な総則的規定

①-(b)
個々の品目ごとの規定
(品目別規則)

①原産地基準

③(仮にB国が原産地であるとして)日本の税関に対して「B国原産」であると輸入申告した場合に、そのことをどうやって証明・確認するかという手続を定めるルールが必要。

③手続的規定

積送基準とは？②

ケースA

特恵待遇を受けようとする国
産品

直接運送

特恵待遇を付与しようとする国

原産品としての資格を維持

直接運送されていれば、輸出国において原産地基準を満たすことにより獲得した「輸出国の原産品」という資格を維持。

ケースB

特恵待遇を受けようとする国
産品

第三国

特恵待遇を付与しようとする国

原産品としての資格を維持

一積替え又は一時的蔵置、かつ、
一保税地域その他これに類する場所で、かつ、
一税関当局の監督下にあること

第三国を経由していても、左記の要件を満たしていれば、輸出国において原産地基準を満たすことにより獲得した「輸出国の原産品」という資格を維持。

ケースC

特恵待遇を受けようとする国
産品

第三国

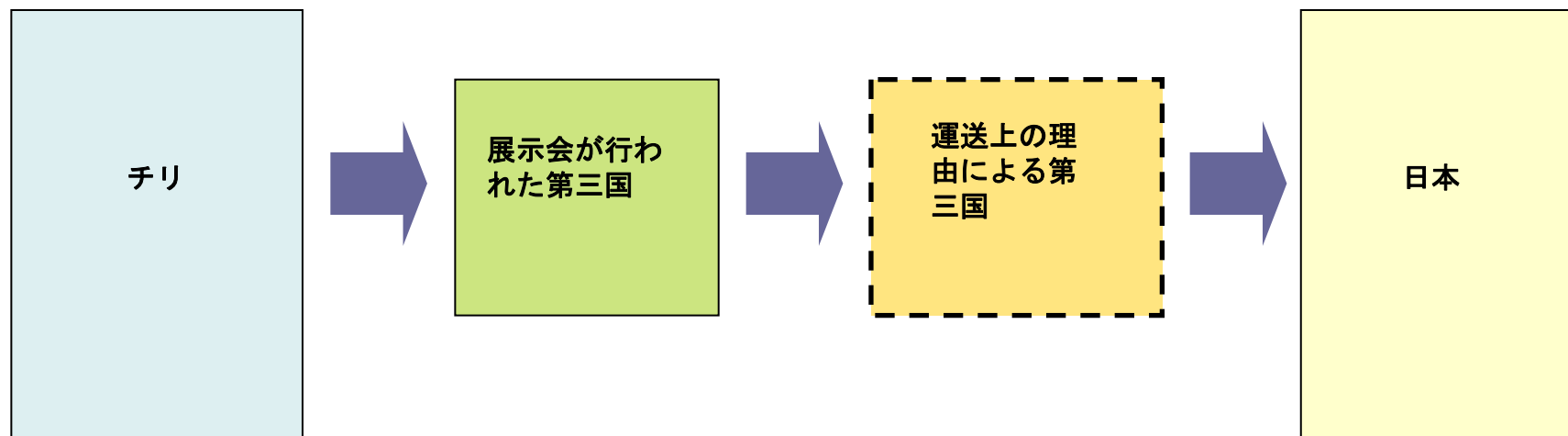
特恵待遇を付与しようとする国

原産品としての資格を失う

一加工・製造を行う、又は、
一保税地域等以外で作業等が行われる、又は、
一作業等が行われる際に税関当局の監督下でない

第三国を経由していても、左記のような場合には、輸出国において原産地基準を満たすことにより獲得した「輸出国の原産品」という資格を失う。

ケースBの変形－「展示会」に係る規定 (チリ協定第42条、ブルネイ協定第29条)



【ポイント】（対象貨物に課される条件）

- 展示会が行われた第三国（第1次第三国）：税関当局の監督下にあったという事実
- 輸送上の第三国＝経由地（第2次第三国）：積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

について税関に証明する必要がある。

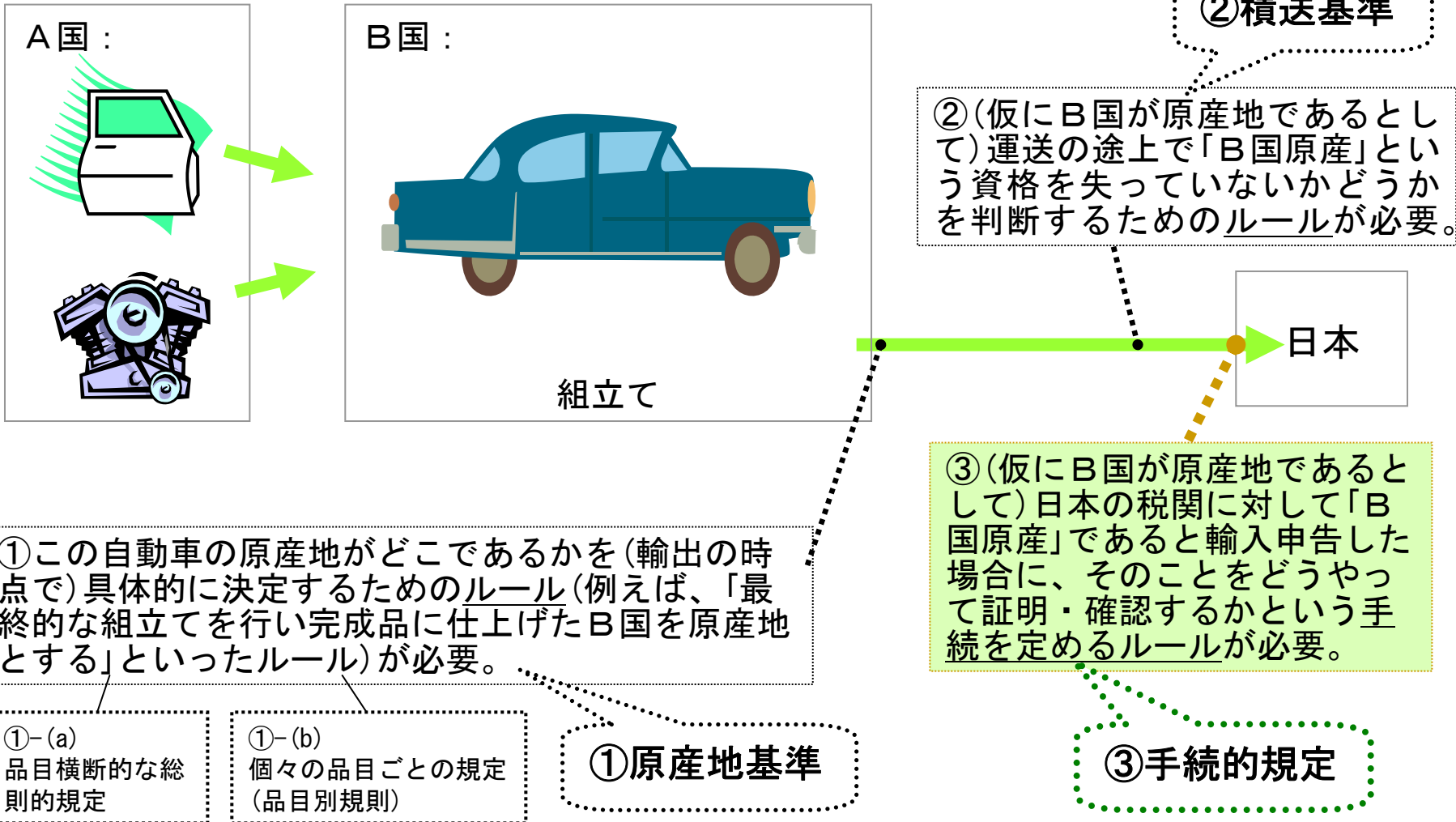
第2部

第4章

手続的規定

1. 関税上の特恵待遇の要求
2. 原産地基準又は積送基準を満たしていることを証明する書類
3. 原産品であるか否かの確認
4. 関税上の特恵待遇等の決定
5. 事前教示

手続的規定とは？



関税上の特惠待遇等の要求

① 関税上の特惠待遇等を要求する輸入者に対して、原産地基準を満たしていることを証明する書類(=原産地証明書、原産地申告(*))及び積送基準を満たしていることを証明する書類の提出を求めることができる。

(*) スイス協定の場合

② ただし、一定の要件を満たす場合には、原産地証明書及び積送基準を満たしていることを証明する書類の提出は免除される。

- 各協定による設定額
- ①1000USドル
→チリ、マレーシア及びメキシコ
- ②200USドル
→ASEAN包括、インドネシア、タイ、フィリピン、ブルネイ及びベトナム
- ③20万円
→シンガポール
- ④設定無
→インド、スイス

マレーシア協定第39条第2項

(a) 1000USドル (若しくは締約国の通貨による相当額)
又はを超えない貨物

(b) 輸入国が提出を免除する貨物

- ①EPAには指定がない
- ②ASEAN包括及びインドネシアの各協定には規定自体がない

すべての協定について20万円としている。
(関税法施行令第61条第1項第2号イ等)

原産地証明書に係る留意事項①

certificates of origin

- 提出時期：輸入申告時(関税法施行令第61条第4項)

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合(その意義は関税法基本通達68-5-15において規定)、許可前引取りを行う場合には、2カ月以内の適当な期間の提出猶予あり(関税法基本通達68-5-16)

- 発給機関
(関税法基本通達68-5-14)
⇒右表参照

国名	発給機関	国名	発給機関
日本	経済産業省 (日本商工会議所)	ブルネイ	ブルネイ外務貿易省
シンガポール	シンガポール税関	フィリピン	フィリピン関税局
メキシコ	メキシコ経済省	ASEAN包括	ASEAN包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局又は同第2規則1に規定する指定団体
マレーシア	マレーシア国際貿易産業省	スイス	スイス連邦関税管理局
チリ	チリ外務省国際経済関係総局 (チリ商工会議所又はチリ製造業振興協会)	ベトナム	ベトナム商工省
タイ	タイ商務省	インド	インド商工省商務局
インドネシア	インドネシア商業省		

E P A の原産地証明書に係る留意事項②

• 有効期間：1年間（関税法施行令第61条第5項）

- ・ ASEAN包括協定附属書4第4規則第1項
- ・ チリ協定第44条第6項
- ・ インド協定附属書3第4節第1項
- ・ フィリピン協定第41条第6項
- ・ インドネシア協定第41条第6項
- ・ ブルネイ協定第37条第7項
- ・ シンガポール協定第31条第3項
- ・ ベトナム協定附属書3第4規則第1項
- ・ スイス協定附属書2第20条第1項
- ・ マレーシア協定第40条第6項
- ・ タイ協定第40条第6項
- ・ メキシコ協定第39条第8項

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合（関税法基本通達68-5-15）には延長が可能（関税法基本通達68-5-18）

• 対象となる輸入は1回限り

- ・ ASEAN包括協定附属書4第4規則第3項
- ・ フィリピン協定第41条第6項
- ・ インド協定附属書3第4節第1項
- ・ ブルネイ協定第37条第7項
- ・ インドネシア協定第41条第6項
- ・ ベトナム協定附属書3第4規則第3項
- ・ スイス協定附属書2第20条第1項
- ・ マレーシア協定第40条第6項
- ・ タイ協定第40条第6項
- ・ メキシコ協定第39条第8項
- ・ チリ協定第44条第6項

* シンガポール協定は、明示的な規定はないものの、同様の扱いである。

E P A の原産地証明書に係る留意事項一③

- **軽微な誤り** ⇒ **受入れ可** (関税法基本通達68-5-12(7))

(例：単純なタイプミス等であることが明白であるもの)

- **発給後に加えられた修正** ⇒ **発給機関の修正**
印が押なつされている等、発給機関・署名権者
による承認・証明が必要 (関税法基本通達68-5-12(4))

(例：マレーシア協定運用上の手続規則1. Rule 4)

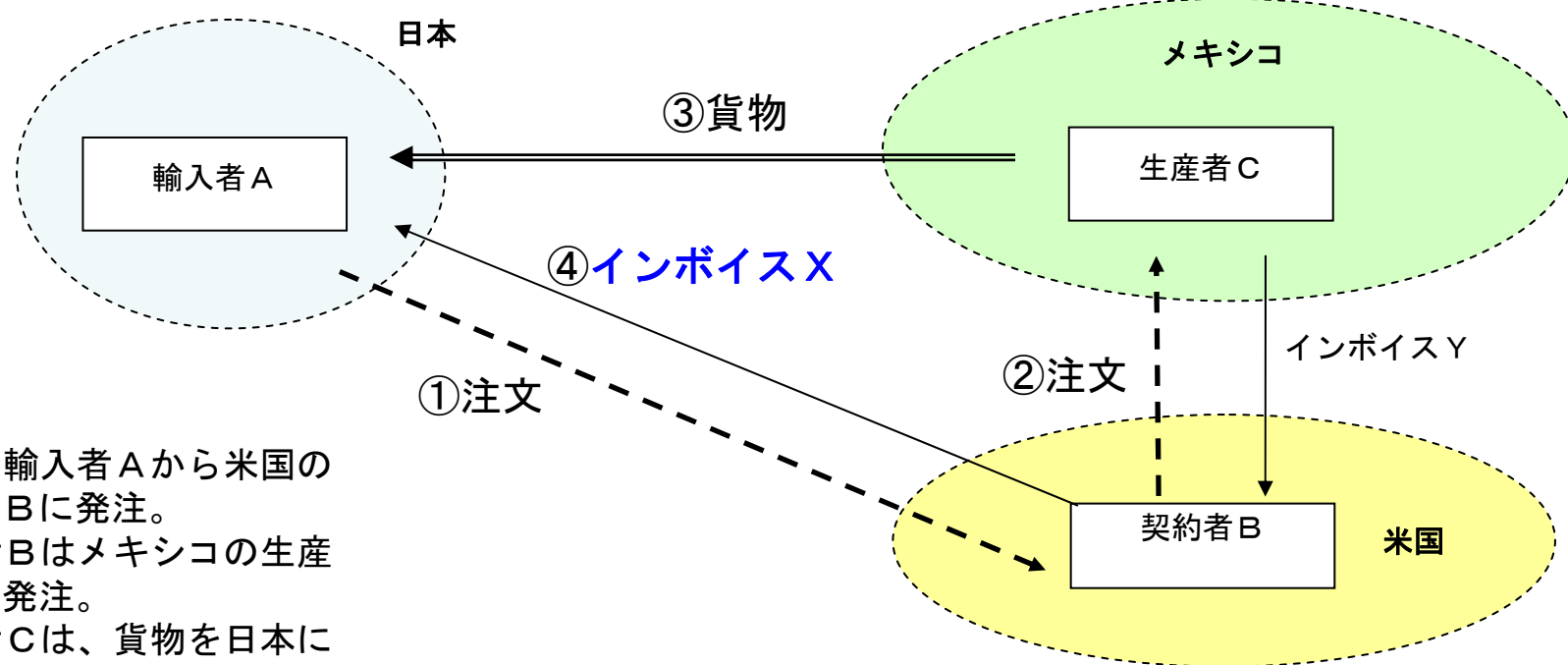
* ASEAN包括、インド、シンガポール、スイス、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム及びメキシコの各協定も同様

* インドネシア協定では修正を要する証明書は無効なものとし、新規に原産地証明書を発給 ⇒ この新規に発給された原産地証明書が「当初の原産地証明書」となる。

- **第三国で発行されるインボイス**
⇒ **一定の条件の下で受入れ可**

原産地証明書に係る留意事項④

第三国発行インボイスに係る規定の一例①（メキシコ経済連携協定の場合）



- ①本邦の輸入者Aから米国の契約者Bに発注。
- ②契約者Bはメキシコの生産者Cに発注。
- ③生産者Cは、貨物を日本に向けて輸出。船荷証券上の送り主はC、原産地証明書の第1欄に記載される輸出者はC。
- ④本邦における輸入申告に係るインボイスは、契約者Bが発行するインボイスX。

第三国で発行されるインボイスXの番号が判明しているとき

- 第10欄：第三国で発行されるインボイスXの番号を記入
- 第11欄：インボイスXが第三国で発行される旨、当該インボイスXの発行者の名称及び住所

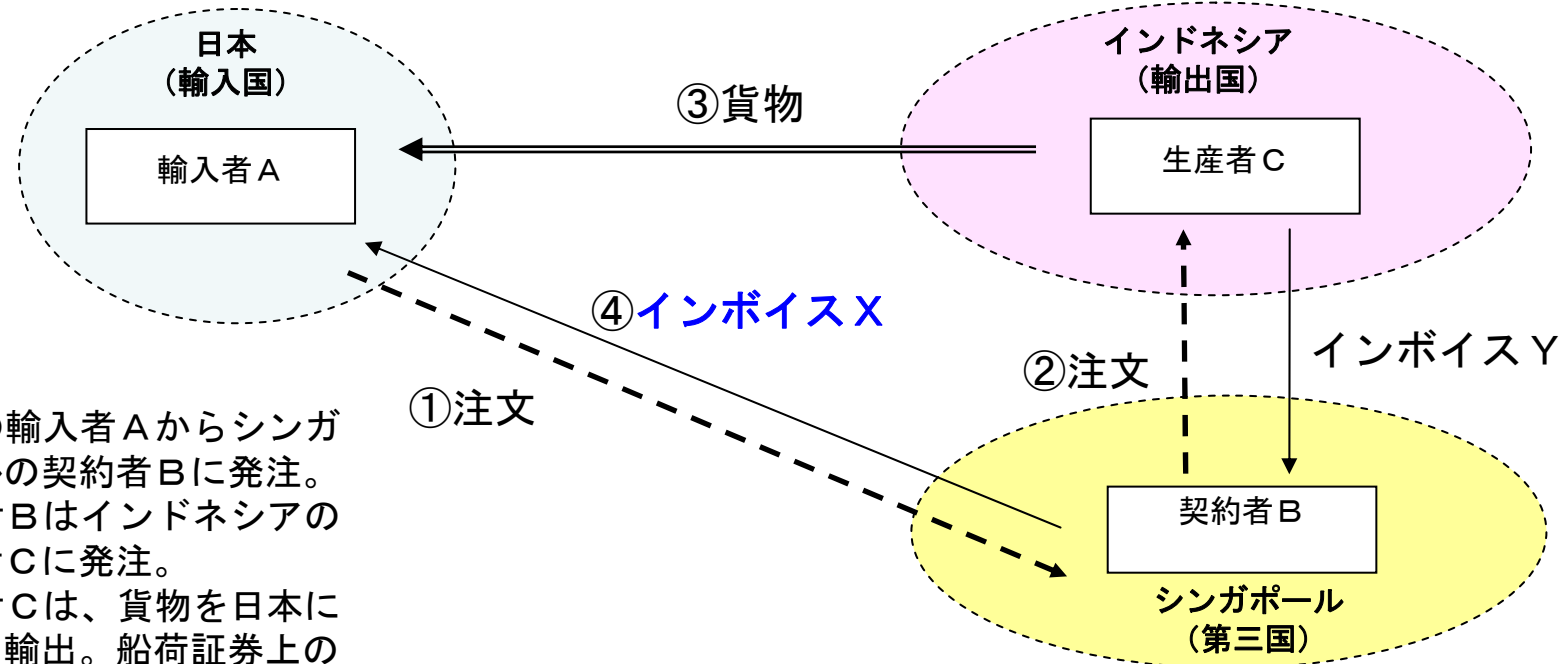
第三国で発行されるインボイスXの番号が**不明**のとき

- 第10欄：空欄
- 誓約書等の関係が分かるような書類の提出が必要

チリ、フィリピン、マレーシアの各協定においても、インボイスXの番号が不明の場合には、空欄とする取扱い

原産地証明書に係る留意事項⑤

第三国発行インボイスに係る規定の一例② (インドネシア経済連携協定の場合)



- ①本邦の輸入者Aからシンガポールの契約者Bに発注。
- ②契約者Bはインドネシアの生産者Cに発注。
- ③生産者Cは、貨物を日本に向けて輸出。船荷証券上の送り主はC、原産地証明書の第1欄に記載される輸出者はC。
- ④本邦における輸入申告に係るインボイスは、契約者Bが発行するインボイスX。

第三国で発行されるインボイスXの番号が判明しているとき

- 第7欄：第三国で発行されるインボイスXの番号及び日付けを記入
- 第8欄：インボイスXが第三国で発行される旨、当該インボイスXの発行者の名称及び住所

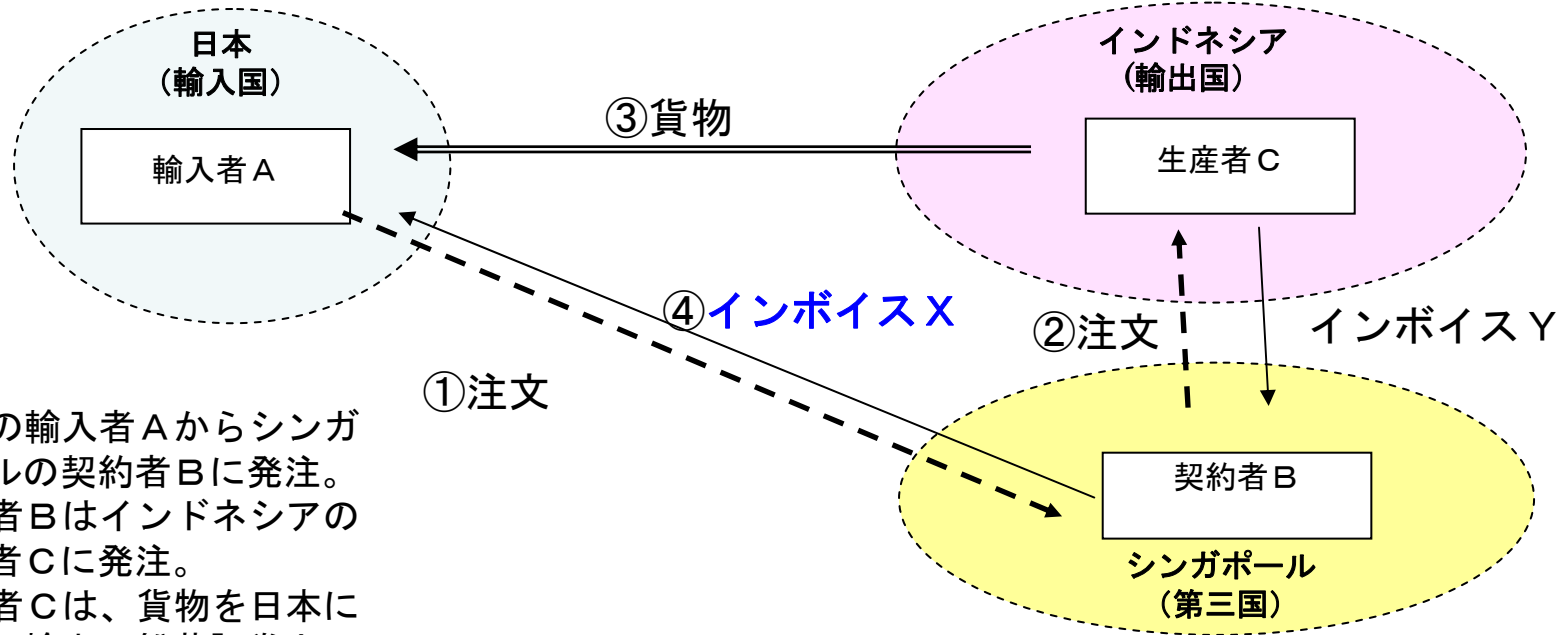
第三国で発行されるインボイスXの番号が**不明**のとき

- 第7欄：輸出者のインボイスYの番号及び日付けを記入
- 第8欄：インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所
- 取引がわかる関係書類の提出

ASEAN包括、インド、タイ、ブルネイ及びベトナムの各協定においても、インボイスXの番号が不明の場合には、輸出国発行のインボイスの番号を記入するという取扱い

原産地証明書に係る留意事項⑤

第三国発行インボイスに係る規定の一例③ (ASEAN包括的経済連携協定の場合)



- ①本邦の輸入者Aからシンガポールの契約者Bに発注。
- ②契約者Bはインドネシアの生産者Cに発注。
- ③生産者Cは、貨物を日本に向けて輸出。船荷証券上の送り主はC、原産地証明書の第1欄に記載される輸出者はC。
- ④本邦における輸入申告に係るインボイスは、契約者Bが発行するインボイスX。

①注文

③貨物

④インボイスX

②注文

インボイスY

第三国で発行されるインボイスXの番号が判明しているとき

- 第10欄：第三国で発行されるインボイスXの番号を記入
- 第13欄：“Third Country Invoicing”欄にチェック(✓)を付す。
- 第7欄：インボイスXが第3国で発行される旨、当該インボイスXの発行者の名称及び住所を記入

第三国で発行されるインボイスXの番号が**不明**のとき

- 第10欄：輸出者のインボイスYの番号及び日付けを記入
- 第13欄：“Third Country Invoicing”欄にチェック(✓)を付す。
- 第7欄：インボイスが第3国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所
- 取引がわかる関係書類の提出

ASEAN包括、インド、タイ、ブルネイ及びベトナムの各協定においても、インボイスXの番号が不明の場合には、輸出国発行のインボイスの番号を記入するという取扱い

E P A の原産地証明書に係る留意事項一⑥

・ 遡及発給 (貨物の輸出後の原産地証明書の発給) : 可能

一般特惠の下でのいわゆる「事後発給」とは概念が異なることに留意

(関税法基本通達68-5-12 (6))

- ・ ASEAN包括協定・運用上の規則Rule7
- ・ インド協定・運用上の手続Rule3(a)
- ・ インドネシア協定・運用上の手続規則Rule3(b)
- ・ スイス協定附属書2第17条第2項
- ・ タイ協定・運用上の手続規則Rule3(2)
- ・ チリ協定・運用上の手続規則Rule3(b)
- ・ フィリピン協定・運用上の手続規則Rule2パラ6.
- ・ ブルネイ協定・運用上の手続規則Rule3(c)
- ・ ベトナム協定・運用上の規則Rule7
- ・ マレーシア協定・運用上の手続規則Rule3(b)
- ・ メキシコ協定第39条第5項

輸出時の発給と認められる時期(これよりも後日の発給が遡及発給となる)

国名	発給時期	国名	発給時期
ASEAN包括	船積日より3日以内	フィリピン	船積日の翌日まで
インド	船積日より3日以内	ブルネイ	船積のときまで
インドネシア	船積日より3日以内	ベトナム	船積日より3日以内
スイス	船積のときまで	マレーシア	船積のときまで
タイ	船積のときまで	メキシコ	輸出のとき
チリ	船積のときまで		

EPAの原産地証明書に係る留意事項⑦

■ 再発給(紛失等の理由による場合) : 可能

(関税法基本通達68-5-12 (5))

- ・ ASEAN包括協定・運用上の規則Rule5
- ・ インド協定・運用上の手続Rule3(f)
- ・ インドネシア協定・運用上の手続規則Rule3
- ・ スイス協定附属書2第18条
- ・ タイ協定・運用上の手続規則Rule3
- ・ チリ協定・運用上の手続規則Rule3
- ・ フィリピン協定・運用上の手続規則Rule4
- ・ ブルネイ協定・運用上の手続規則Rule3
- ・ ベトナム協定・運用上の規則Rule5
- ・ マレーシア協定・運用上の手続規則Rule3
- ・ メキシコ協定第39条第6項
- ・ 有効期間はオリジナルの原産地証明書の残余の期間
- ・ 再発行原産地証明書の発給形態と記載事項

発給形態	特恵原産地規則	記載事項
・ オリジナルの「写し」を 発給 ※証明書番号はオリジナル と同じ	メキシコ	「Duplicate」
	ASEAN包括、フィリピン、 ブルネイ、ベトナム	「CERTIFIED TRUE COPY」及びオリジナル原産地 証明書の発給日付
・ 同じ内容の新規の証明書 を発給 ※証明書番号は新規のもの	ASEAN包括、インド、イン ドネシア、スイス、タイ、チ リ、ベトナム、マレーシア	オリジナル原産地証明書の番号及び発給日付（ス イスは発給日付のみ） （※タイ、スイスは「DUPLICATE」も記載） （※インドは「CERTIFIED TRUE COPY」も記載）

タイ特惠原産地規則上の原産地証明書に係る留意事項－(補足)

一般特惠(GSP)原産地規則における原産地証明書を使用してタイ特惠税率の適用を求めることは可能か？

⇒ **可能ではない**
なぜなら…

この原産地証明書のことを「ジーエスピー(GSP)」とは**呼ばないこと**。本来のGSP(一般特惠制度)と混乱する恐れがあるため。

- ①一般特惠(GSP)原産地規則とタイ特惠原産地規則とは、法的には全く別個の存在であり、
- ②一般特惠(GSP)原産地規則上の原産地証明書は、同規則に基づきタイの原産品であることを証明したものであって、タイ特惠原産地規則を満たすことによって、タイ特惠原産地規則上のタイ原産品であることを証明したものではないため。
- ③更に、一般特惠(GSP)原産地規則上の原産地証明書の記載事項は、タイ協定附属書3に定める要件を満たしていないため。

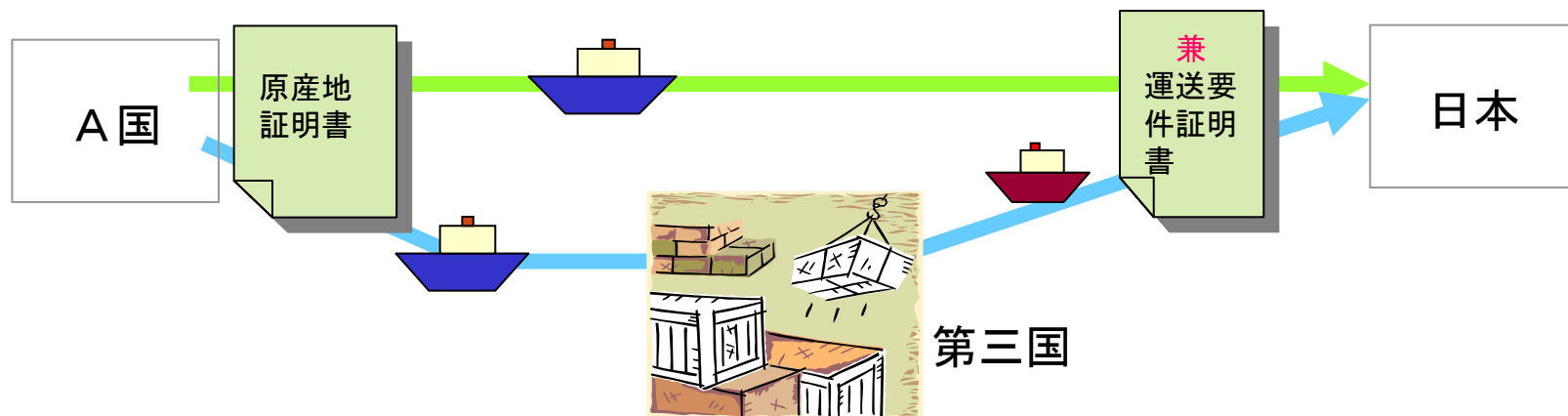
* 他のEPA特惠に係る原産地証明書についても同様

積送基準を満たしていることを証明する書類に係る留意事項

- 第三国を経由して輸入する場合には、原産品の資格を失っていないことを証明する書類として以下のいずれかを提出。
 - 通し船荷証券の写し
 - 貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
 - その他税関長が適当と認める書類
- 以下の場合には、提出を要しない。
 - 課税価格の総額が20万円以下の貨物

「積送基準を満たしていることを証明する」書類とは？

- A国から輸出の際発給される原産地証明書は、その時点での製品の原産性についての、権限ある当局による証明



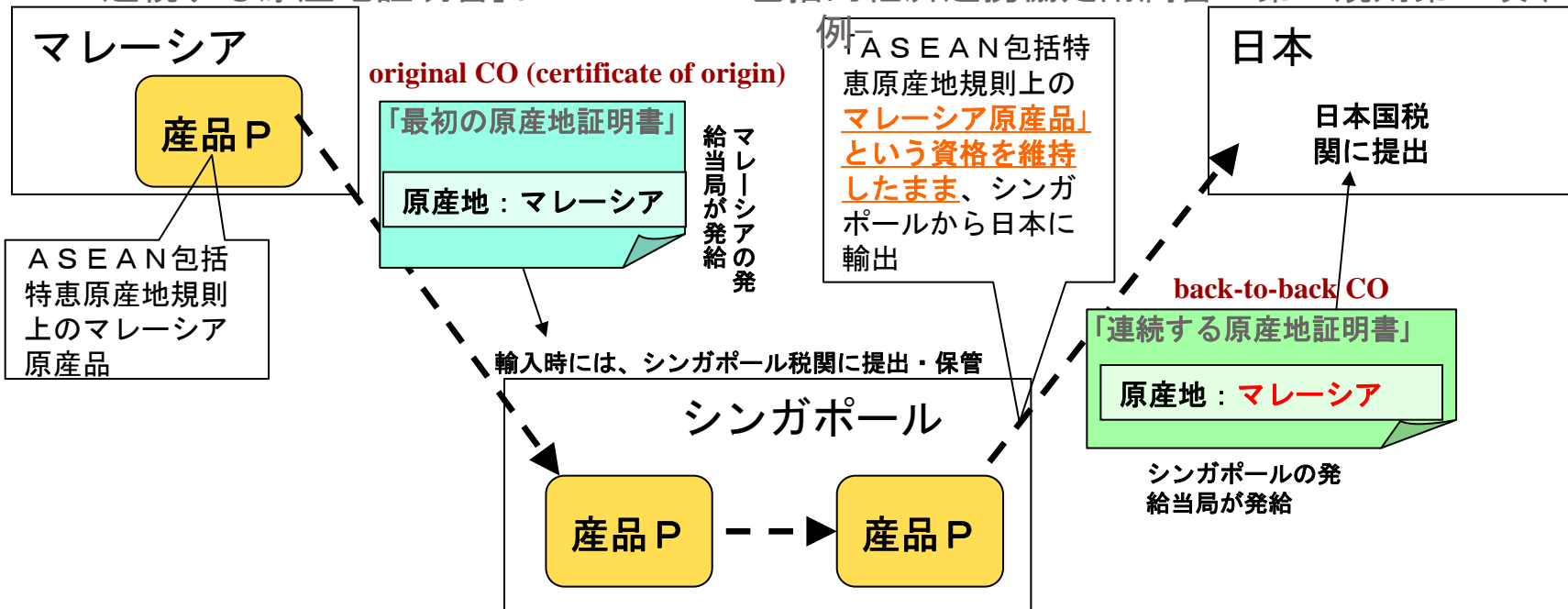
- 発給される原産地証明書の記載内容によっては、別の証明書を兼用することとなる。

関税法施行令第61条第1項第2号ロにいう「その他税関長が適当と認める書類」

※関税法基本通達68-5-1(1)ハ なお書き（積替地等についての締約国原産地証明書への記載）

(補足・参考) ASEAN包括特惠税率を適用する場合

-「連続する原産地証明書」日ASEAN包括的経済連携協定附属書4第3規則第4項(a)の



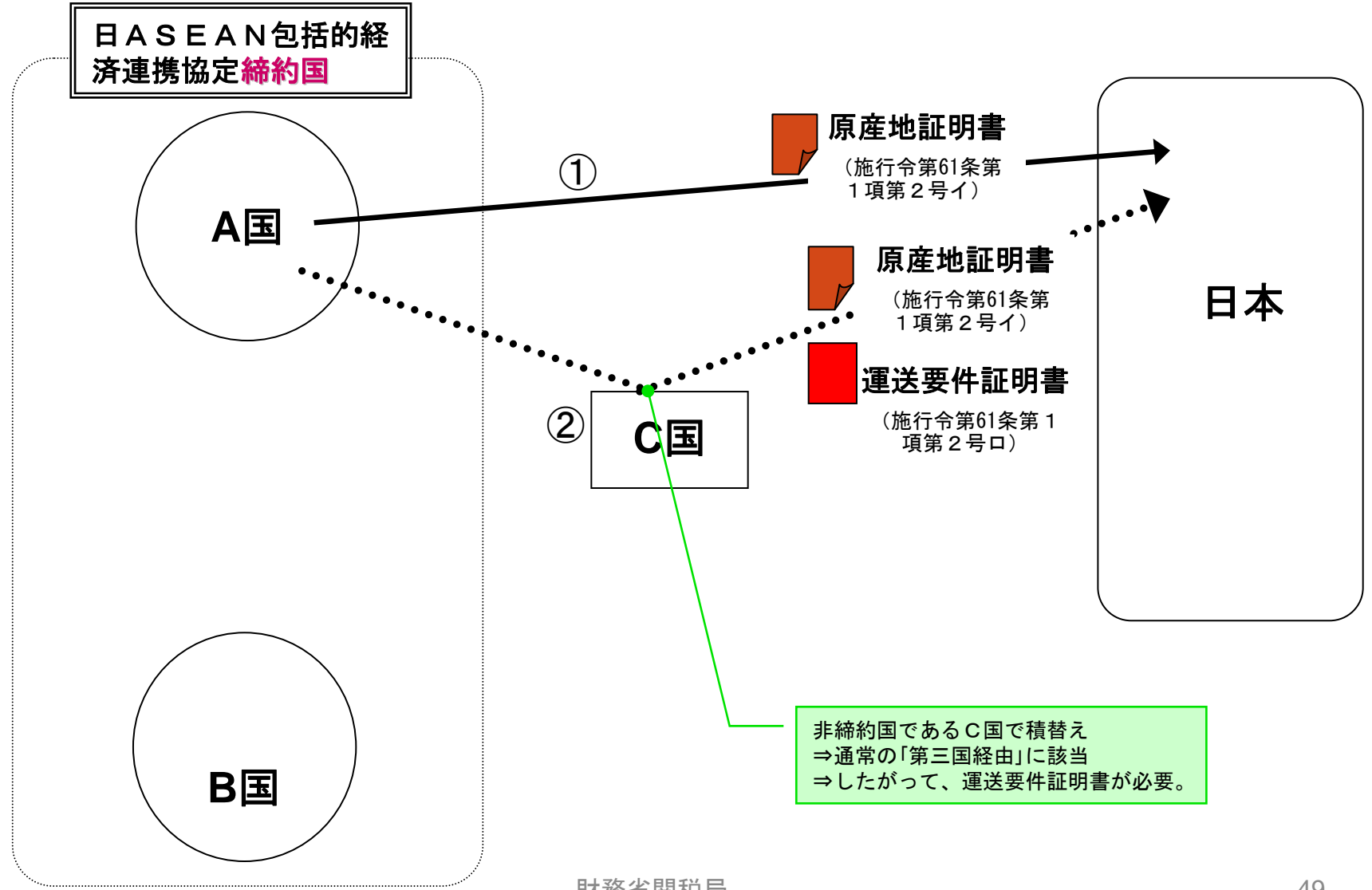
産品 P (ASEAN包括特惠原産地規則上のマレーシア原産品) をシンガポールを経て輸出。

➡ シンガポールでは産品 P に何ら加工等を施さず (= ASEAN包括特惠原産地規則上のマレーシア原産品という資格を維持したまま)、当該産品を日本に輸出。

➡ シンガポールから日本に産品 P を輸出する輸出者は、「最初の原産地証明書」に基づき、シンガポールの原産地証明書発給当局に対して、産品 P が ASEAN包括特惠原産地規則上のマレーシア原産品であることを証明するための「連続する原産地証明書」の発給を申請することが可能。

「連続する原産地証明書」の発給の有無と運送要件証明書の要否との関係①

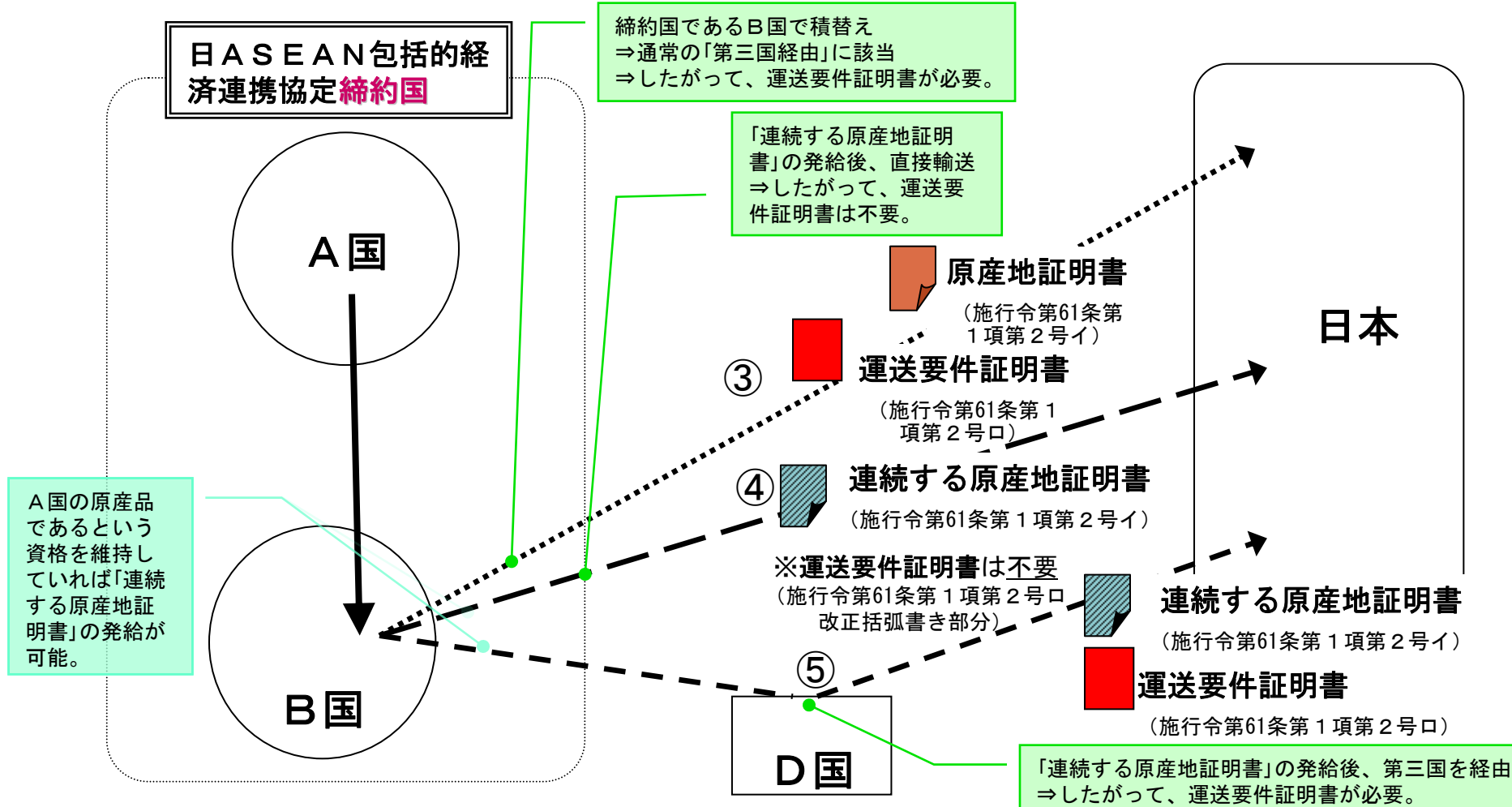
(①, ②) : 通常の前産地証明書が発給される場合)



「連続する原産地証明書」の発給の有無と運送要件証明書の要否との関係②

(③) : 通常の前産地証明書の場合)

(④, ⑤) : 連続する原産地証明書が発給される場合)



すなわち、通常の前産地証明書又は連続する原産地証明書を発給する国と輸入国（この場合＝日本）との間で第三国を経由するか否か

経由する場合・・・運送要件証明書必要
経由しない（直送）場合・・・運送要件証明書不要

原産品であるか否かの確認

輸入貨物の原産資格に疑問が生じた場合、下記の方法により、原産品であるか否かの確認を実施することが可能。

訪問の主体は、あくまで輸出国の政府当局。輸入国の関係当局はその訪問に立ち会うだけ。

	ASEAN包括	インド	インドネシア	シンガポール	スイス	タイ	チリ	ブルネイ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	メキシコ
①輸入国政府より輸出国政府に対して情報提供を要請。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②輸入国政府より、輸出国内の輸出者又は生産者に対して直接情報提供を要請。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
③輸出国内の輸出者又は生産者を訪問の上、情報を収集し、当該情報を提供することを要請。	○	○	○ (注)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 日シンガポール経済連携協定第33条における「原産地証明の確認のための援助」に含まれると解される。

○印は、規定が存在することを表している。

原産品であるか否かの確認の流れ

輸入国税関で原産性に疑問

まずは輸入者に照会する等、疑義の解明に努力。
→疑義が解消されない場合、財務省と協議の上、協定の確認手続に移行。
→実施に当たっては、必要に応じ輸入者に対して、確認に係る協定の規定を説明。

日本の税関手続

日マレーシア経済連携協定の場合

協定第43条

輸出国政府当局に情報提供の要請

※3カ月の回答期限

追加情報を輸出国政府当局に要請

※2カ月の回答期限

期限内に回答、情報提供なし又は不十分な情報提供

協定第44条

輸出国政府当局が輸入国の「関係当局」の立会いの下で、輸出者又は生産者の施設への確認訪問を実施することを輸出国政府当局に要請。

輸入国は訪問実施希望日の40日前までに輸出者名、実施希望日等を記した書面を輸出国に送付。
輸出国政府当局は輸出者又は生産者に訪問を受け入れるか否か回答を要請。

※30日の回答期限

期限内に回答なし、訪問拒否、又は不十分な情報提供

※確認訪問実施

輸出国政府当局は訪問実施日から45日以内に輸入国税関に情報提供。

寄せられた回答で不十分な場合

協定第45条

特恵否認

財務省関税局

※ 確認の各過程において、輸出国政府当局、輸出者又は生産者からの回答が、当該産品を原産品であると判断するのに十分な情報を含むときは、輸入国税関は当該産品を原産品と認めて特恵待遇を付与。

確認の方法間の優先順位－協定間の差異

明示的な優先順位なし

メキシコ協定第44条第1項柱書き

輸入締約国は、関税上の特惠待遇を与えられて他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、当該輸入締約国の税関当局を通じて次のいずれかの方法により確認を行うことができる。

タイ協定第44条第1項柱書き

輸入締約国の税関当局は、次のことを行うことができる。

明示的な優先順位なし

ASEAN包括、スイス、チリ及びベトナムの各協定はタイ協定型

マレーシア協定第44条第1項柱書き

輸入締約国の関係当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次のことを行うことができる。

第43条に基づく確認→第44条に基づく確認、という優先順位あり。

ただし・・・

インド、インドネシア、フィリピン及びブルネイの各協定はマレーシア協定型

第44条第6項 (マレーシア協定)

(a) 輸入締約国の関係当局は、**例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の前又はその間に**、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。

関税上の特惠待遇の決定

関税上の特惠待遇の要求（例えばEPA特惠税率の適用を求めること）



上記の特惠待遇を適用するためには、実体的要件（原産地基準及び積送基準）、手続的要件を満たすことが必要。

すなわち、これらの要件を満たしていないと適用されない。



では、こういったときに特惠待遇を付与しないこととなるのか？

これを明確に定める規定が必要。

タイ特惠税率の適用の決定

以下の場合には、タイ特惠税率（＝タイ協定に基づきタイ原産品に対して適用される特惠税率）を適用しないことができる。

- ① 輸入貨物がタイ原産品でないとき、又は、輸入者がタイ特惠原産地規則の要件を満たさないとき （タイ協定第45条第1項）

- ② タイ商務省が原産地証明書の発給を取り消し、当該取り消した旨の通知を日本国税関が受け取ったとき （タイ協定第45条第2項）

- ③ 原産品であるかないかの確認の実施に関連して、
 - (a) タイ商務省が情報提供の要請に対し期限内に回答しない場合
 - (b) タイ商務省が確認訪問を拒否し、又は、訪問を実施するか否かについて期限内に回答しない場合
 - (c) 提供された情報が原産品であることを証明するために十分でない場合 （タイ協定第45条第3項）

* 他のEPAの規定もほぼ同じである。

事前教示について

原産地を含む

関税法第7条第3項

税関は…申告について必要な輸入貨物に係る…所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとする。

シンガポール協定第32条第1項

輸入締約国は…教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、…原産品に当たるかどうかについて、…事前の教示を行うものとする。…書類を受領した後30日以内に、教示を行うよう努めるものとする。

マレーシア協定第41条

輸入締約国は、…当該製品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める。

タイ協定第41条（「照会に対する回答」という名称をとっている。）

輸入締約国の税関当局は、…当該製品の輸入に先立ち、自国の法令に従って照会に対する回答を行うよう努める。

ブルネイ協定第38条

輸入締約国は、…製品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める。

インド協定第47条

輸入締約国は、…当該製品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める。

第2部

第5章

補足事項

補足：メキシコ協定に規定される輸出者の義務等

- ☆ 1 原産地証明書発給当局に対し、輸出する産品が原産品であることを証明する義務 (第39条第4項)。
- ☆ 2 原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認める場合に、輸出国の原産地証明書発給当局及び輸入国の税関当局に対し、当該原産地証明書の正確性又は有効性に影響を及ぼし得るいかなる変更についても書面により速やかに通報する義務 (第41条第1項)。
- ☆ 3 産品が原産品である旨の虚偽の申告書その他の文書を提出した場合、罰則その他の適当な制裁を受ける (第41条第2項)。
- ☆ 4 産品が原産品であることを証明するすべての適当な文書を、原産地証明書発給当局の要請に応じて、いつでも提出することができるよう備えておく義務 (第41条第3項)。
- ☆ 5 原産地証明書の発給の日の後5年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、産品が原産品であることに関する記録を保管する義務 (第43条第1項(a))。

* 上記☆1、☆2、☆3及び☆5については、他のEPAにおいても、同旨の規定が定められている。

補足：「輸入者」の定義

メキシコ協定第49条第1項(h)	マレーシア協定第27条(g)
1 前節及びこの節の規定の適用上、 (h)「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものをいう。	この章の規定の適用上、 (g)「輸入者」とは、輸入締約国の領域に産品を輸入する者をいう。

ASEAN包括、インド、インドネシア、スイス、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ及びベトナムの各協定はこちらと同旨。

日スイス経済連携協定に係る留意点ー①

原産品であることを証明する書類は2種類

協定附属書2第15条の規定により、

1. Exporter (Name, full address, country)		No	
3. Consignee (Name, full address, country) (Optional)		2. Certificate used in preferential trade between and (insert appropriate countries, group of countries or territories)	
6. Transport details (Optional)		4. Country, in which the goods are considered as originating	5. Country of destination
7. Remarks		8. Item number, marks and numbers; number and kind of package; description of goods	
9. Gross weight (kg) or other measure (l, m, etc.)		10. Invoices (Optional)	
11. ENDORSEMENT Declaration certified Export document Stamp		12. DECLARATION BY THE EXPORTER I, the undersigned, declare that the goods described above meet the conditions required	

か

協定附属書2第16条に規定する
原産地証明書（付録2の様式）

仕入書

.
.
.

「"The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地) preferential origin.“」

「この文書の対象となる産品の輸出者(認定番号)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地(国名)が特惠に係る原産地であることを申告する。」という英文での原産地申告の申告文の記載を含む。

の

協定附属書2第19条に規定する
原産地申告（付録3の申告文）

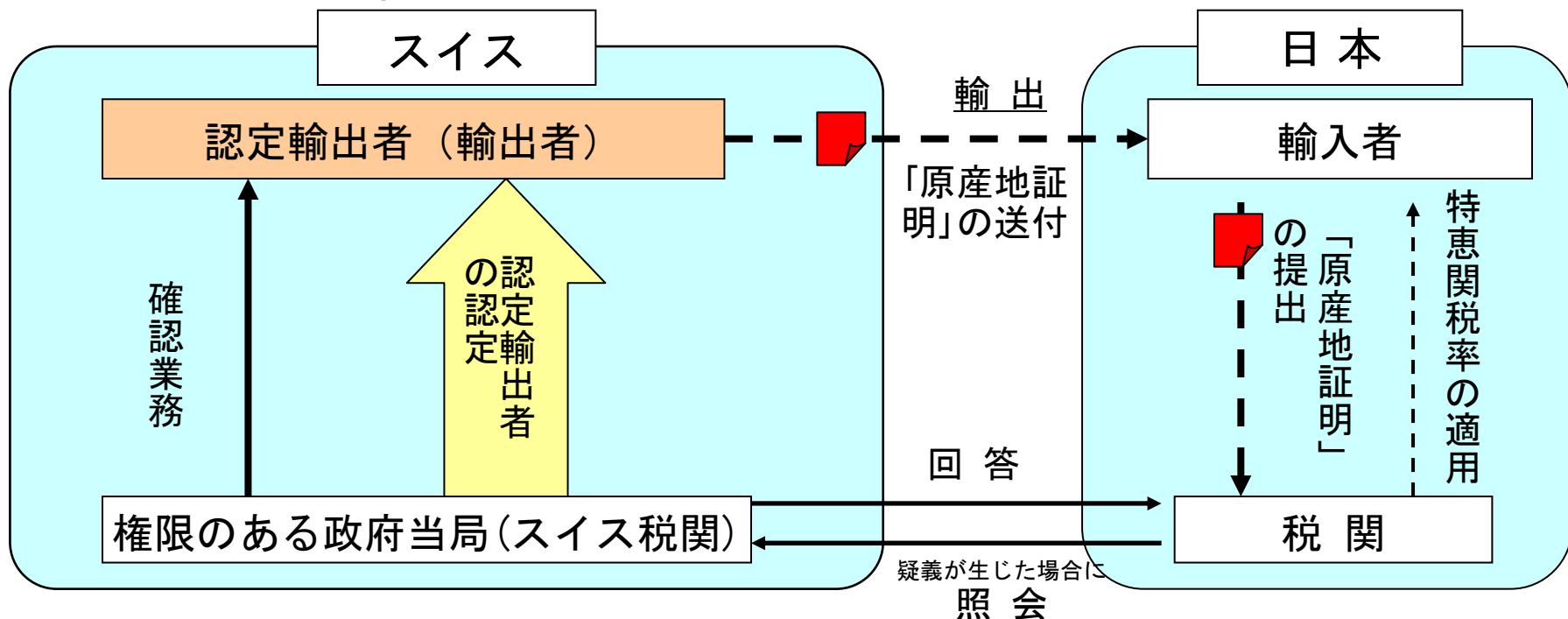
(*) 仕入書以外でも、納品書その他の商業上の文書も認められる。(ただし、関係する産品について特定できるよう十分に詳細に記述する必要がある)

いずれかにより原産品であることを証明する。

(注) 課税価格の総額が20万円以下の貨物の場合、①原産地証明書は提出不要、②原産地申告の場合は仕入書等に上記の申告文の記載を要しない。

日スイス経済連携協定に係る留意点②

認定輸出者による自己証明制度の概要



認定輸出者による自己証明制度

輸出締約国の原産地証明書発給当局から一定の基準を満たしているとして予め認定を受けた輸出者(認定輸出者)が、自ら作成したインボイス等の商業上の書類に輸出貨物が原産品である旨の申告を記入した上で、当該インボイス等を輸入国に提出することにより、EPA上の特惠待遇を得ることを可能とするもの。

第三者証明制度と認定輸出者による自己証明制度のいずれを利用するかは、輸出者が選択可能。

この結果、締約国の輸出者にとって原産品の証明方式の選択肢が増えるとともに、原産地証明にかかる費用や時間が削減され、輸出手続きが円滑となり、貿易が促進されることが期待される。

認定輸出者の認定を行う当局・・・スイス側：スイス税関、日本側：経済産業省。

本制度の導入に伴い、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」を改正。

以上で、「我が国の原産地規則の概要 ～EPA特恵原産地規則に焦点を当てて～」の説明を終わります。

- 適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ
(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)
からご覧いただけます。
- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会いただけるようお願い申し上げます。
各税関原産地調査官連絡先:
税関ホームページ
(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm)
- 上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。